第２　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正

寡婦加算の調整に関する基準額を八十五万円に引き上げること。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十七号）（財務省）

第１　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正

恩給における扶助料の寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ措置を参酌して、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金のうち旧国家公務員共済組合法の規定による遺族年金に相当する年金等につき同様の措置を講ずる。（第一条関係）

第２　令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正

令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行う。（第二条関係）

第３　附則

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　第２について、所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十八号）（総務省）

第１　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）について、令和八年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。（第一条関係）

第２　令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正

令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）について、令和八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十九号）（厚生労働省）

１　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和八年度における改定率は、一・〇六七とする。（第一条関係）

２　令和八年四月から令和九年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定める。（第二条関係）

３　令和八年四月から令和九年三月までの月分の遺族年金の額及び令和八年度分の遺族給与金の年額等を定める。（第三条、第四条関係）

４　その他所要の改正を行う。

５　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

政　令

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十一号

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第九十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第九十五号）第二項、